

施策（９）児童虐待への対応 （北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） ～子どもの命と育ちを守る～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」などを通して関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。
- 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加していますが、これは本市の目指す「早期発見・早期対応」の取り組みが進捗しているためと考えられ、全国的にもこの件数は増加しています。一方では、子どもの生命を脅かすような重篤な事案が頻繁に報道されており、本市においても子どもを虐待から守るための取り組みをさらに推進していく必要があります。
- 平成31年4月1日に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」では、前文で「市民が一丸となって子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守る」とうたい、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めるとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

<方向性>

- 児童虐待の発生を初期の段階で予防することが重要であり、乳幼児健診未受診者フォローアップの実施、母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、様々な相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取り組みを、児童虐待防止の観点で改めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていきます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、子ども総合センターへの現職警察官・警察OBの配置、児童虐待防止医療ネットワークの整備などにより、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していきます。
- 子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司、弁護士等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上を図っていきます。
- 「北九州市子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、条例の周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な施策を講じていきます。

2 施策の柱

①	児童虐待の未然防止 家庭訪問や相談窓口等で保護者の悩みを聞き、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行うことで、育児不安を軽減し孤立化を防ぐなど、虐待に至る前の気になるレベルで適切な支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組む。
②	児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化 児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を守るための一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等を行うことで児童虐待の防止に努める。

3 成果指標

乳幼児健康診査未受診者フォローアップ率（再掲）	【維持】
「北九州市子どもを虐待から守る条例」の内容についての認知度	【増加】
ペアレントトレーニング参加家族数	【5か年累計170件】
児童虐待による死亡事案の発生件数	【0件】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 児童虐待の未然防止

No	取り組み名 担当課	概要
160 再掲	子ども・家庭相談 コーナー運営事業 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。 ※ 児童福祉法に基づき「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努める。
11 再掲	生後4か月までの 乳児家庭全戸訪問 事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。

17 再掲	育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因（ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等）で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行う。
18 再掲	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じる。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行う。未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努める。
19 再掲	養育支援訪問事業 〈妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問員を派遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待の未然防止を図る。
107 ⑧	「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知 子ども家庭局・子育て支援課	出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知を図り、児童虐待防止への理解を深める。

柱② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

No	取り組み名 担当課	概要
108	子ども総合センターの運営 子ども家庭局・子ども総合センター	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。

<p>109 ⑧</p>	<p>児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化</p> <p>子ども家庭局・子ども総合センター、子育て支援課</p>	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。</p> <p>あわせて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を広く周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実 ○研修受講等による各区子ども・家庭相談コーナー職員の虐待対応力向上 ○子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実 ○虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速かつ適正な対応の向上を図るため、関係機関との連携を強化 ○効率的な運営及び事務負担の軽減を図るため、NPO等への業務の外部委託を検討 ○関係機関等が児童虐待に係る早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施 ○法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施 ○児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願の提出等を実施
<p>110</p>	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図る。</p>

111	「24 時間子ども相談ホットライン」事業 子ども家庭局・子ども総合センター	いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応などを行うため、24 時間体制で電話相談を受け付ける。
112	家族のためのペアレントトレーニング事業 子ども家庭局・子ども総合センター	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図る。
44 ⑧ 再掲	保育カウンセラー事業 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所等を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援する。 また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。 幼稚園・認定こども園についても、当該事業の早期実施をめざす。
86 再掲	スクールカウンセラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別支援教育課	長期欠席（不登校）やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、全ての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。
87 ⑧ 再掲	スクールソーシャルワーカー活用事業 教育委員会・指導第二課	長期欠席（不登校）、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。 今後、学校常駐型、いわゆる「配置型」スクールソーシャルワーカーも含めた体制の充実を検討する。

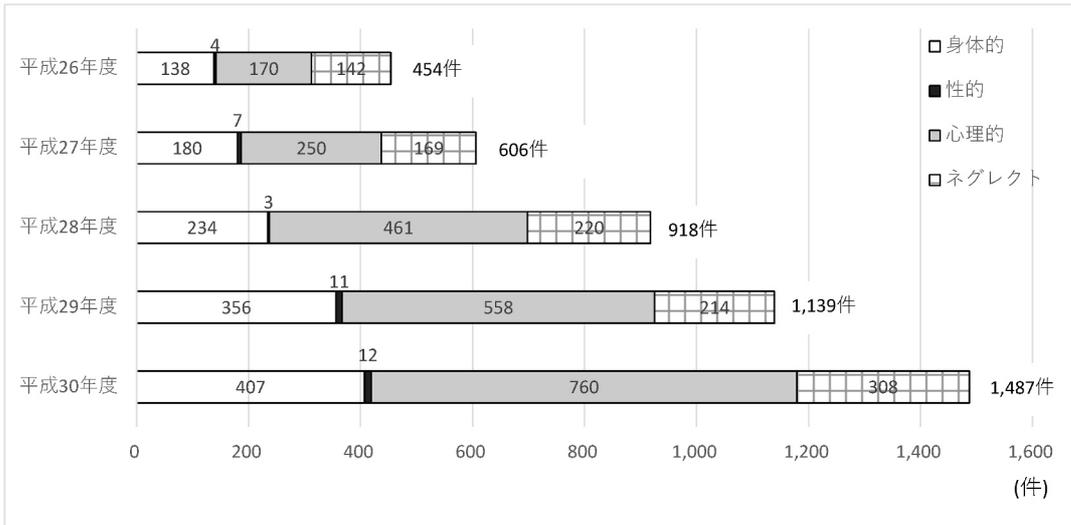
106 再掲	緊急一時保護事業 子ども家庭局・子育て支援課	夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげる。
113 ⑨	子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待通告対応強化事業 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、軽微な虐待案件への対応を強化するため、虐待通告件数の多い区の嘱託職員を増員する。

(参考データ)

○ 児童虐待対応件数の推移

年度	件数	児童人口	児童一人中 の件数	養護相談	養護相談中 虐待の相談割合	全相談件数	全相談中 虐待の相談割合
平成26年度	454件	152,501人	29.7件	1,462件	31.1%	6,923件	6.6%
平成27年度	606件	151,027人	40.1件	1,550件	39.1%	6,981件	8.7%
平成28年度	918件	149,052人	61.6件	1,868件	49.1%	6,772件	13.6%
平成29年度	1,139件	147,209人	77.4件	2,112件	53.9%	6,679件	17.1%
平成30年度	1,487件	145,164人	102.4件	2,630件	56.5%	7,243件	20.5%

○ 虐待の種類別件数の推移



○ 年齢別・虐待の種類別件数 (平成30年度)

区分	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
就学前児童	159件	1件	392件	145件	697件
小学生	165件	4件	235件	118件	522件
中学・高校生その他	83件	7件	133件	45件	268件
計	407件	12件	760件	308件	1,487件

資料：北九州市子ども総合センター統計

○ パARENTトレーニング参加家族数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家族再統合コース	15家族	20家族	19家族	15家族	13家族
養育不安コース	13家族	16家族	19家族	16家族	17家族

資料：北九州市子ども総合センター統計

○ 乳幼児健康診査の未受診者フォローアップ率

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォローアップ支援者	1,673人	1,347人	1,337人	1,139人	1,262人
フォローアップ率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%